

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年9月10日
【事業年度】	第1期（自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日）
【会社名】	株式会社日本政策投資銀行
【英訳名】	Development Bank of Japan Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 室伏 稔
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番1号
【電話番号】	03-3244-1900（代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部 課長 野上 義彦
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番1号
【電話番号】	03-3244-1900（代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部 課長 野上 義彦
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成21年6月29日に提出した第1期（自平成20年10月1日至平成21年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正を要する箇所がありましたので、これを訂正するために有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(2)【監査報酬の内容等】

①【監査公認会計士等に対する報酬等の内容】

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_線で示しております。

(訂正前)

①【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（円）	非監査業務に基づく報酬（円）
提出会社	62,720,000	4,400,000
連結子会社	9,325,943	323,300
計	72,045,943	4,723,300

(注) 1. 監査証明業務とは、公認会計士法第2条第1項に該当する業務です。当行と監査法人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の監査報酬の額を区別しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額で記載しております。

2. DBJ Singapore Limitedの報酬の円換算額は、決算日の為替相場により算出しております。

(訂正後)

①【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

当行並びに当行連結子会社の監査公認会計士等である監査法人トーマツ宛報酬は以下の通りです。

区分	当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（円）	非監査業務に基づく報酬（円）
提出会社	62,720,000	4,400,000
連結子会社	7,450,625	—
計	70,170,625	4,400,000

(注) 監査証明業務とは、公認会計士法第2条第1項に該当する業務です。当行と監査法人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の監査報酬の額を区別しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額で記載しております。

以上